**令和５年度学校防災アドバイザー派遣事業実施要項**

岩手県教育委員会

１　事業の趣旨

　東日本大震災津波の教訓及び台風第10号、台風第19号豪雨災害など近年の自然災害の発生状況を踏まえ、防災に関する専門家を学校に派遣し、「危機管理マニュアル」や避難訓練などに対する助言をはじめ、学校と家庭・地域の連携体制の構築への助言、安全教育のあり方への指導・助言などを行うことによって、児童生徒等の安全確保に向けた体制の充実を図る。

２　事業の実施期間

　　通知日　～　令和６年２月９日

３　学校防災アドバイザーの派遣依頼先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 派遣依頼先 | 対応可能な内容 |
| 1 | 岩手大学・岩手県立大学教員  いわての師匠 | 地震、津波、火山噴火、気象災害、危機管理、図上訓練(DIG)、避難所運営訓練(HUG)、クロスロードゲーム、防災教育教材の活用　等 |
| 2 | 盛岡地方気象台職員  岩手河川国道事務所職員 | 注意報や警報等の防災情報、緊急地震速報効果音を活用した避難訓練、地震、津波、気象災害、火山噴火、防災マップづくり、大雨ワークショップ、復興教育副読本・防災教育教材の活用　等 |
| 3 | 一般社団法人安全まちづくりパートナーズ | 逃げ地図（避難地形時間地図）  ※詳細は、<http://www.nigechizuproject.com/>参照 |
| 4 | 岩手県地域防災サポーター | 地域で発生した過去の災害、地域で想定される災害リスク、危機管理マニュアルの助言　等 |
| 5 | 一般社団法人SAVE IWATE | 避難所運営訓練(HUG)、ボランティア活動　等 |
| 6 | 自衛隊岩手駐屯地司令 | 東日本大震災津波、台風、土砂災害等の支援についての講話、災害時に活用できる技能等の実習　等 |
| 7 | 岩手県教育委員会指導主事 | 学校防災体制、防災教育のあり方　等 |
| 8 | その他 | 必要に応じて、県内外の各専門家に委嘱する。 |

４　指導・助言の内容

　(1)　避難訓練に関する指導・助言（緊急地震速報効果音を活用した避難訓練等）

　(2)　危機管理マニュアルの見直し（避難場所・避難経路の安全性、災害発生時の対応等）

　(3)　講話・演習を通じた防災意識の向上（地震、津波、火山、気象防災、災害時の避難等）

　(4)　職員研修での指導・助言・演習（防災教育計画の作成、図上訓練、災害時の危機管理等）

　(5)　その他

５　実施方法

　(1)　学校防災アドバイザーの派遣を希望する学校等（幼稚園含む）は、実施希望調書（様式１）を下記の提出先に実施希望日のおよそ１か月前までに提出すること。また、派遣後、２週間以内に実施報告書（様式２）を提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 学　　校 | 提出先 |
| 公立学校・園 | 市町村教育委員会 |
| 公立高等学校・岩手大学教育学部附属学校・園 | 学校教育室 |
| 私立学校・園 | 学事振興課 |

　(2)　学校防災アドバイザーの選任及び派遣日程は、学校教育室 産業・復興教育担当において調整のうえ決定すること。

　(3)　学校単位ではなく、市町村等の研修、任意団体の研修においても派遣が可能であること。

６　経費負担

　　本事業により派遣するアドバイザーについての旅費及び謝金は、学校教育室で負担する。

７　留意事項

　(1)　希望する学校は、アドバイザー派遣による事業を教育課程上に明確に位置付け、ねらいをもって実施すること。

(2)　派遣が決定になった学校は、必ず派遣アドバイザーに事前連絡を入れ、学校側のねらい等を伝えるとともに、準備物等について確認すること。

　(3)　派遣を受けた学校は、指導助言を受けて改善した危機管理マニュアル・学校防災体制等について、事後の指導助言を受け、さらに見直しを図ることが望ましいこと。

　(4)　希望しても学校防災アドバイザーと日程調整がつかない場合、派遣できないこともあること。

　(5)　感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）拡大防止のため、希望した講師を派遣できないことがあること。